

Ⅳ．インクルＤＢを活用した合理的配慮を理解するための研修資料の検討

１．合理的配慮を理解するための研修について

合理的配慮を提供するに当たっては、児童生徒が学習の中で感じている困難さに対して、その困難がどのように生じているか、個々の障害の特性だけでなく、周囲の状況を含めて考え、支援の意図を検討した上で合理的配慮内容を考えることが重要であることを、Ⅲで述べた。この章では、学校や地域で行う研修において、合理的配慮を理解するために、この点が理解されることを目的として、研修資料の作成を目指した。

合理的配慮はインクルーシブ教育システムを推進する上で、非常に重要になる概念であるが、今回の研究からは地域により小・中学校の教員の認知度にばらつきがあることが示唆されている。また、インタビューを行った地域の様に認知度の高い場合でも、用語として知っていても、理念を含めて納得の段階までに至っていない教員がいることを知ることができた。

インタビュー調査の中では、「困難さが教師にも実感できるような資料」が欲しいという意見が聞かれた。また、適切な支援を行うためには、児童生徒の困難さの背景にどういった原因があるのかを関わる教師が話し合いながら実態把握をしないとイケないと回答されていた。そうしたことから、合理的配慮を理解してもらうためには、児童生徒の実態を捉え得た上で、どのような配慮が考えられるかを実際に考えてみることが重要だと考えた。

そういったことから、インクルＤＢの実践事例を活用した演習を中心とした研修資料を作成することとした。

２．研修内容の検討

この研修資料の目的は、児童生徒への具体的な配慮内容について考えることで、合理的配慮に関する概念を理解することである。

こうしたことから研修資料は、演習を中心とすること、また、合理的配慮を理解するためには、インクルーシブ教育システムの理念や障害者の権利の条約との関連などの知識が重要なことから、講義パートと演習パートに分けて作成した。

講義パートを資料 4-1、演習パートを資料 4-2 として示す。

講義パートでは、インクルーシブ教育システム構築に関する動向、合理的配慮と基礎的環境整備の関係、特別支援教育の推進・充実とインクルーシブ教育システム構築、インクルＤＢの紹介について、研究分担者の協議のもと検討して作成している。

また、演習パートはインクルDBを元にした演習シートを用いるもので、グループ協議をする中で研修参加者が、実際に合理的配慮についてアイデアを出し合うことで合理的配慮についての理解を図る内容となっている。なお、この演習シートは、国立特別支援教育総合研究所のインクルーシブ教育システム推進センターで、平成28年度に作成されたシートを参考に作成した。

この研修資料は、実際に研究員が、平成30年度は1県と1市、令和元年度には小学校1校と1県1市で研修を実施している。これらの実施を経ることで、特別支援教育コーディネーターが実施することが可能なように、講義パートは40分、演習パートは20分程度の時間設定で行えるように構成した。

演習パートは、

- (1) 1ページ目の「対象児童生徒等について」を読み、児童生徒のイメージを持つ (3分)
 - (2) 2ページ目の「対象児童生徒等への合理的配慮の具体例」を各自が記入する (3分)
 - (3) 4人程度で各自が考えた合理的配慮について話し合う時間 (8分)
 - (4) 実際の実践事例を読む (6分)
- という時間設定とした。

3. 演習に活用しやすい事例の選定

演習シートの形式は、資料のように、児童生徒の実態を読んだ後に、児童生徒の困難さに対応した合理的配慮を考えるものとなっている。この形式はインクルDBの実践事例の書式と対応しており、児童生徒の実態については、実践事例の「対象児童生徒等について」部分の「(1) 対象児童生徒等の実態」「(2) 対象児童生徒等の学習状況」を引用した内容、合理的配慮を考える部分は、実践事例の合理的配慮①に対応する困難さを引用している。

こうした形式にしたのは、演習で考え出された支援例と実践事例で実際に行われた合理的配慮内容を比較することで、困難さに関して行える合理的配慮が様々あることや、行われている配慮から演習から想定された困難さの背景とは違った観点があることを気づけることを意図したためである。

そうしたことから、演習に活用しやすい事例としては、「(1) 対象児童生徒等の実態」「(2) 対象児童生徒等の学習状況」が詳しく記述されているものと、合理的配慮①で、例えば、「A児は〇〇が苦手なため、×××ができるように、以下のような支援を行った」のように、児童生徒の困難さと、支援の目的が記述されているもの、及び合理的配慮内容が複数のものを演習シートに採用するようにした。例えば、資料に掲載した事例

H26 0107PC4-LD は、この基準を満たすもので、特に合理的配慮内容の記述が厚く、演習後に実際の事例を読む時に参考になるものといえる。

そのほかにも、同様の基準を満たす事例を表 4-1 で紹介する。

表 4-1 事例 H26 0107PC4-LD の合理的配慮①－１－１の記述内容

(1) 【合理①－１－１】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 A 児は全体への指示を聞いて行動することが苦手なため、見通しをもちながら、集団の中で活動できるようにするための以下の配慮を行った。①全体に指示した後に、個別に確認したり指示したりしやすいように担任の近くの座席にする。②ペア学習をすることにより、児童同士で声を掛け合い自然と指示に従うことができるようにしている。自分から声を掛けたり、友達に尋ねたりすることで周りと同じように活動ができることを体験させる。③ A 児をモデルにしたり、A 児が作った資料を使ったりして活動の説明をすることで、理解を促し、集中して説明を聞くことにつなげる。④話す前に声掛けをして集中を促し、話を聞く心構えをもたせる。⑤教員が手をたたいたら、一旦活動をやめ、聞く姿勢をとるという学習ルールを作って指導する。⑥机に行動指標を書いて貼っておき、自分で行動できたことは、褒めて自信をもたせ、シールなどで賞賛が目に見えるようにして意欲をもたせる。⑦個別の声掛けについては、一つ一つにきちんと注目させるよう、児童の名前を呼んだり、間を取ったりして、注意喚起させる。⑧発言のルールを決め、挙手をするとき、自由発言のときの指示を丁寧にし、A 児が活動についてこられるようにする。⑨学級においては、掃除当番、給食当番などすぐに分かるよう名札を掲示している。また、委員会活動の日を忘れないように、机に曜日を書いたビニルテープを貼る⑩朝の会、帰りの会では、会の進め方をカードにしておき、いつでも見ながら言えるようにする。

また、A 児は、文章を思い込みで読んでしまい、言葉が抜けたり、文末を間違えたりすることが多いため、文章を正しくすらすら読めるようにするために次のことを行っている。①定規を当てながら一行ずつ黙読させたり、指で文字を追って読ませたりする。②1 行分空けた画用紙を使って文を追いながら読ませる。そして、文節で切って、意味を確かめながら読むようにさせる。③授業中に分からない言葉があるときには、すぐに辞書が引けるように机の横に国語辞典を袋に入れてかけている。

表 4-2 基準を満たす事例の例

事例番号	内容
H26 0218JC3-IDAu	中学校の通常の学級に在籍する広汎性発達障害の生徒の事例
H26 0025HS3-AuAD	高等学校に在籍するADHDとアスペルガー症候群の生徒の事例
H25 0026PS1-ID	小学校知的障害特別支援学級に在籍する児童の交流及び共同学習の事例

4. 研修の実施例について

平成30年度と令和元年度にこの研修資料を活用して、実際に研修を行った（表 4-3）。

表 4-3 実施した研修会

対象	実施月	人数
A県教育委員会	平成30年7月	約60名
B県教育センター	平成30年8月	約70名
C市教育委員会	平成30年9月	約40名
D県教育委員会	令和元年5月	約100名
E県F小学校	令和元年7月	約20名
G県H地区教頭会	令和元年12月	約50名

おおむねの会場で講義と演習の組合せにより、分かりにくい部分を主体的に考えることができたという評価が得られた。特に令和元年度の12月に行った研修会では、「インクルDBを活用した研修について、校内で紹介したいと思いますか」の問いに48名中47名がはいと答えており、合理的配慮の理解を目的とした研修資料としては、一定の役割を果たせる可能性があることがわかった。

5. 考察

本研究における研修資料は、インタビュー調査の「困難さが教師にも実感できるような資料」が欲しいという意見や、適切な支援を行うためには、児童生徒の困難さの背景にどういった原因があるのかを関わる教師が話し合いながら実態把握をしないといけないという意見を元に、研究分担者の協議の元作成されたものである。

この協議の中では、合理的配慮を理解してもらうためには、児童生徒の実態を捉え得た上で、どのような配慮が考えられるかを実際に考えてみることを重要だと考えた。

また、演習の協議の中で子供の実態の捉え方に様々な見方があることや、多人数で考えることで多数の支援内容が出ること実感してもらうことで、校内の相談できる体制の構築の重要性や短時間でも有意義な協議になる可能性があることに気づいてもらえるように、協議後に説明する必要があると考えている。

引用文献

国立特別支援教育総合研究所（2012）専門研究A（重点推進研究）インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究（研究代表者 澤田 真弓）

インクルーシブ教育システム における合理的配慮

本日の内容

- I. インクルーシブ教育システム構築に関する動向
- II. 小・中学校の特別支援教育体制
- III. 特別な配慮を必要とする児童への指導の工夫
～新学習指導要領を踏まえて～
- IV. インクルDBの紹介と実践事例を活用した研修

I インクルーシブ教育システム 構築に関する動向

3

インクルーシブ教育システム推進の流れ

平成19年9月 障害者の権利に関する条約 署名

平成23年8月 障害者基本法 改正

平成24年7月 中教審初中分科会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

平成25年6月 障害者差別解消法制定

平成25年9月 学校教育法施行令 一部改正

平成26年1月 障害者の権利に関する条約 批准

平成28年4月 障害者差別解消法施行（4月1日）

関連する事業

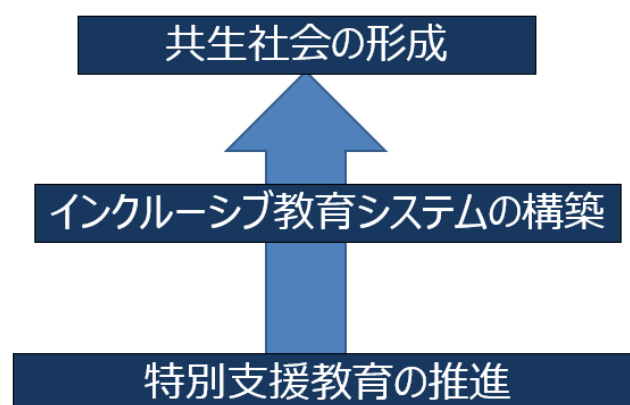
文部科学省	インクルーシブ教育システム構築 モデル事業（平成25・26・27年度）
特総研	インクルDBの開設（平成25年11月） インクルDB 「『合理的配慮』実践事例データベース」開設（平成26年7月）

インクルーシブ教育システムの構築に向け取り組むべき課題

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）：中央教育審議会初等中等教育分科会」を受け

- (1) 同じ場で共に学ぶことを追求すること
- (2) 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくこと
- (3) インクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を着実に進めていくこと

インクルーシブ教育システム構築の構造



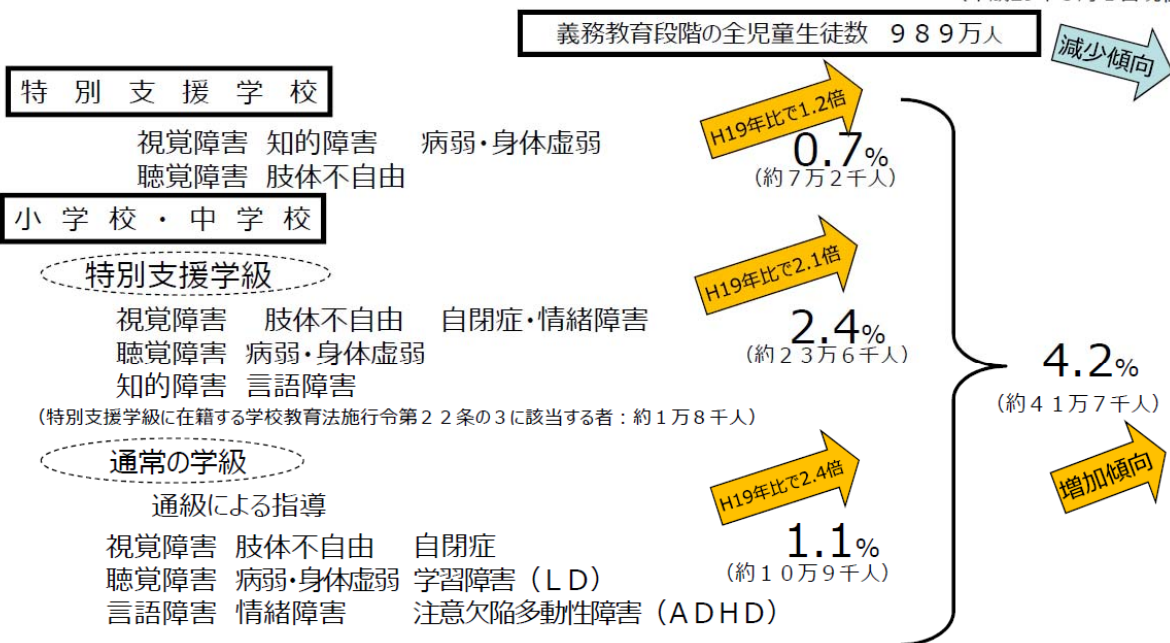
- インクルーシブ教育システム構築は共生社会へ向けたもの
- 教育の権利の保障（人権）を明確にした

Ⅱ. 小・中学校の特別支援教育体制

7

特別支援教育の対象の概念（義務教育段階）

（平成29年5月1日現在）



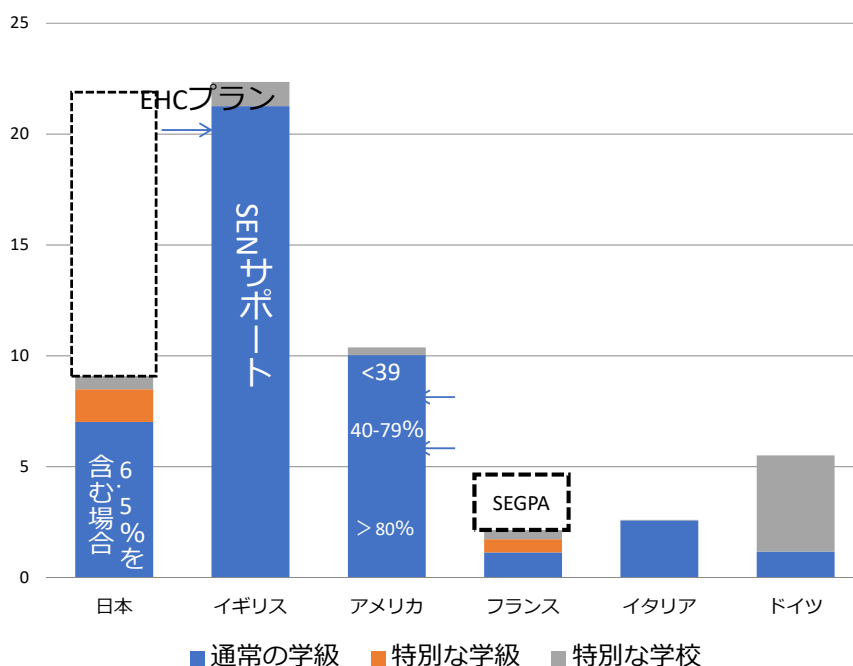
〔発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度※の在籍率〕

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

（通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,000人（うち通級：約250人））

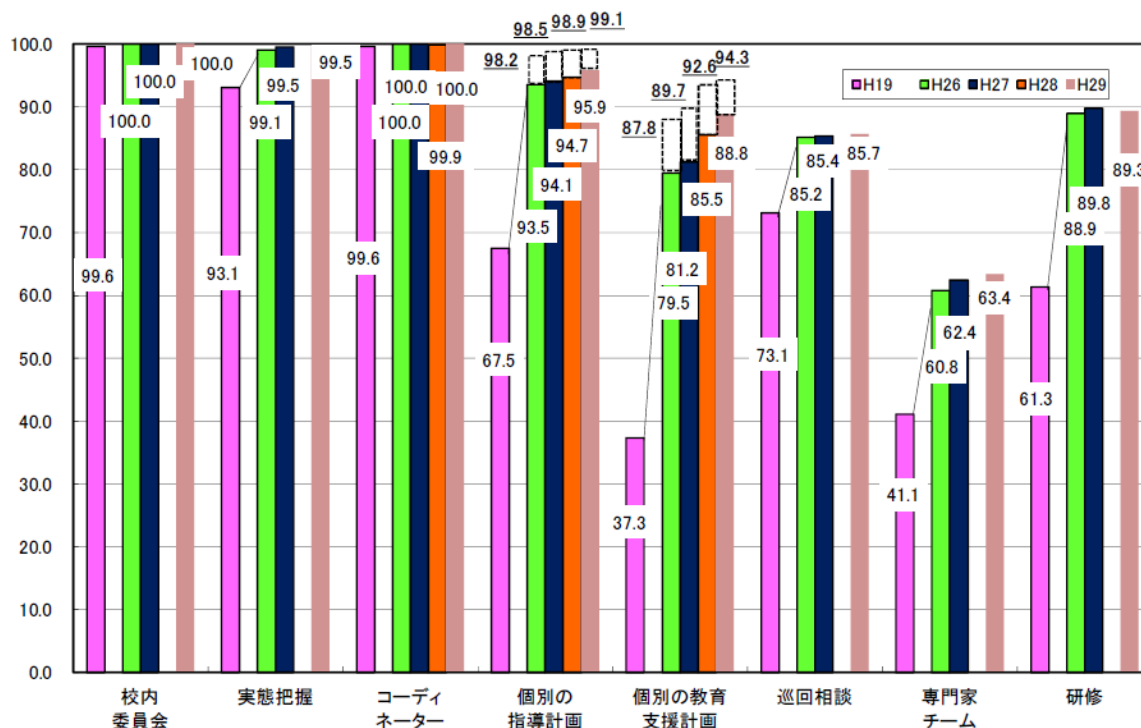
8

各国の障害のある児童生徒の教育の場



※学級や在籍についての各国の考え方は異なっている

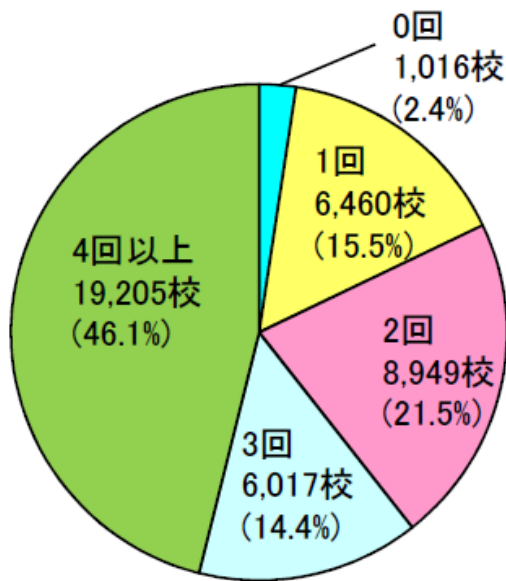
公立小学校特別支援教育体制 項目別実施率 年度変化



文部科学省 平成29年度特別支援教育体制整備状況調査 調査結果

校内委員会の開催回数

幼稚園・小学校・中学校・高等学・校幼保連携型認定こども園計



年に1度、学期に1度が半数を占めている。

※校内委員会を設置している学校での開催回数。

文部科学省 平成29年度特別支援教育体制整備状況調査 調査結果

11

小・中学校の特別支援教育体制の状況

平成24年度の「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」により以下の事が示唆されている。

- 教室内で個別の配慮・支援を行っている児童生徒の割合が校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の割合を上回っている。
- 個別の配慮・支援が必要な全ての児童生徒について、各学校の校内委員会が支援の必要性の判断に関与していない。
- 児童生徒の実態把握は行っているものの、指導方法については、教員が十分に理解できていない可能性

12

障害者差別解消法 平成28年4月施行

障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化

- 「不当な差別的取扱い」の禁止
- 「合理的配慮」の提供
- 障害者差別解消法に基づく対応指針で具体的な内容について記述
 - 対応指針はガイドラインで、私立学校等に関しては、努力義務の位置づけ。
 - 公立学校については、ガイドライン内容は義務と解釈できる。
- その実施に伴う負担が過重でない場合は、提供しなくてはならない。
 - 負担が過重かどうかについてはケース毎に考える必要がある。→合意形成が必要

対応指針の合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

- 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
- 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。

Ⅲ. 特別な配慮を必要とする児童への指導の工夫

～新学習指導要領を踏まえて～

学習指導要領改訂の視点

新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ①「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」
各教科等に関する個別の知識や技能など。身体的技能や芸術表現のための技能等も含む。
- ②「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」
主体的・協働的に問題を発見し解決していくために必要な思考力・判断力・表現力等。
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（人間性や学びに向かう力等）」
①や②の力が働く方向性を決定付ける情意や態度等に関わるもの。以下のようなものが含まれる。
 - ・主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する能力など、いわゆる「メタ認知」に関するもの。
 - ・多様性を尊重する態度と互いの良さを生かして協働する力、持続可能な社会作りに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなど、人間性に関するもの。

何ができるようになるか

育成すべき資質・能力を育む観点からの
学習評価の充実

何を学ぶか

育成すべき資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化（小学校高学年での教科化等）や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある形成者として、また、自立した人間として生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善（地理歴史科における「地理総合」「歴史総合」、公民科における「公共」の設置等、新たな共通必修科目の設置や科目構成の見直しなど抜本的な検討を行う。）等

どのように学ぶか

アクティブ・ラーニングの視点からの
不断の授業改善

- ◆ 習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか
- ◆ 他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか
- ◆ 子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか

新学習指導要領の改定のポイント

- その他の重要事項
 - 子供たちの発達の支援（障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等）
 - 特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫（小中：総則、各教科等）

文部科学省 「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」より

17

特別な配慮を必要とする児童への指導の工夫
～新学習指導要領を踏まえて～

- 障害のある児童のみならず，教育上特別の支援を必要とする児童が在籍している可能性があることを前提に，**全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解すること**
- （障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決めるのではなく）**学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し，個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討**
- 各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で，**個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施すること**

18

これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則

個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（小学校学習指導要領解説）
総則編

■ 障害別の配慮の例を示す。

弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導
難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導
肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習
LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導
ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 総則

各教科等

■ 総則に加え、**各教科等別に示す。**

（小学校学習指導要領解説）

総則編における障害種の特性に関する記述に加え、各教科等編において

■ 学習の過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。

【困難さの例】 ※教科等の特性に応じて例示

《情報入力》 ※情報のイメージ化》
 見えにくい 体験が不足
 聞こえにくい 語彙が少ない など
 触れられない など

《情報統合》
 色（・形・大きさ）の区別が困難
 聞いたことを記憶することが困難
 位置、時間を把握することが困難 など

《情報処理》
 短期記憶※1、継次処理※2が困難
 注意をコントロールできない など
 ※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること
 ※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

《表出・表現》
 話すこと、書くことが困難
 表情や動作が困難 など

19

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】+【**手立て**】の例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要）

小学校の例 ※中学校、高等学校については今後整理予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

（国語科の例）

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

- **文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、**自分がどこを読むのかが分かるよう**、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。

具体的イメージなど

【手立て】：
見えにくさに応じた情報保障

- **考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童が**どのように考えればよいのか分かるよう**に、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。

心の理論など

- **自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、**行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるよう**にしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

注意のコントロールなど

- **声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、**児童の表現を支援するための多様な手立て**を工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

20

「合理的配慮」とは

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に
「教育を受ける権利」を享有・行使することを
確保するために、学校の設置者及び学校が必要
かつ適切な変更・調整を行うこと

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）
平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会 より

V. インクルDBの紹介

インクルDBについて

<http://inclusive.nise.go.jp/>

「合理的配慮」実践事例データベース

▶ 実践事例データベース

実践事例データを 38件 追加しました。

<実践事例データ 計 422件 公開> (H31.3.30)

[【事例を閲覧・活用される際の留意事項】](#)

[【インクルDBリーフレット\(カラー印刷 | 白黒印刷\)】](#)

▶ 相談コーナー

インクルーシブ教育システム構築の相談はこちらから

※教育委員会、各学校からの相談を受け付けております。

関連情報

▶ 法令・通知・用語等

法令・施策や関連用語の解説など

▶ Q&A

インクルーシブ教育システム構築に関する保護者向けのQ&Aを設けました

▶ 研究報告・リンク

就学に関する情報、教材に関する情報など

▶ 教育相談に関する情報

教育相談に関する情報など

23

インクルDBについて

キーワード検索の欄に、合理的配慮の必要な子どもの障害や教科などを入力することで、該当する事例を検索できます。

トップページ ▶ 実践事例データベース ▶ 法令・通知等 ▶ Q&A ▶ 研究報告・リンク ▶ 教育相談情報

トップページ > 実践事例データベース

キーワード検索

検索

【Ⅰ】対象児童生徒等の障害種 **必須**

☐ and ☒ or

☒ 視覚障害 [13]
☒ 聴覚障害 [18]
☒ 知的障害 [71]
☒ 肢体不自由 [27]
☒ 病弱・身体虚弱 [12]
☒ 言語障害 [14]
☒ 自閉症 [74]
☒ 情緒障害 [21]
☒ LD(学習障害) [23]

【Ⅱ】対象児童生徒等の在籍状況等

☐ 幼稚園 [15]
☐ 小学校(通常の学級) [20]
☐ 小学校(通常の学級・通級による指導) [48]
☐ 小学校(特別支援学級) [59]
☐ 中学校(通常の学級) [7]
☐ 中学校(通常の学級・通級による指導) [7]
☐ 中学校(特別支援学級) [13]
☐ 高等学校 [10]
☐ 中等教育学校 [0]
☐ 特別支援学校(幼稚園) [0]
☐ 特別支援学校(小・学部) [16]

【Ⅲ】対象児童生徒等の学年

☐ 年少 [4]
☐ 年中 [2]
☐ 年長 [9]
☐ 小1 [25]
☐ 小2 [26]
☐ 小3 [21]
☐ 小4 [26]
☐ 小5 [19]
☐ 小6 [26]
☐ 中1 [12]
☐ 中2 [12]

例
落ち着きがない
感情のコントロール
学習障害 算数
交流及び共同学習 国語
など

24

演習

1. 資料読み込み（3分）
2. 各自、合理的配慮を考える（3分）
3. 話し合い（8分）

事例を読む

- H26 0107PC4-LDを検索窓に入力して検索ボタンを押すと事例を読むことができます。

The screenshot shows the NIES (National Institute of Special Needs Education) website. At the top, there is a navigation bar with links: トップページ, 実践事例データベース, 法令・通知等, Q&A, 研究報告・リンク, and 教育相談情報. Below this, a search bar is visible with the text 'H26 0107PC4-LD' entered. To the right of the search bar is a green button labeled '検索'. Below the search bar, there are two tabs: '【I】対象児童生徒等の障害種' (selected) and '【II】対象児童生徒等の在籍状況等'. Under the '【I】' tab, there are radio buttons for 'and' and 'or'. Below the search results, there is a table with two columns: '【I】障害種' and '【II】在籍状況等'. The table shows 'LD (学習障害)' and '小学校 (通常の学級)'. Below the table, there is a section titled '検索キーワード' with the text '学習障害, 特別支援教育支援員, 校内委員会, 校内体制, ペア学習, 声かけ, 巡回相談, 専門機関'. Below this, there is a section titled '概要 (500文字程度)' with the text: '通常の学級に在籍する発達障害が疑われるA児 (小学校4年生) に対して、担任とC町が配置する特別支援教育支援員 (以下「支援員」という。)が連携して支援を行っている事例である。A児は、入学当初から校内委員会や支援方法を検討しながら支援を行っており、4年生からは、町外の発達障害者支援センター (以下「専門機関」という。)と連携した支援を行っている。A児は、ADHD、LD傾向にあり、見通しをもって行動することが難しい、指示されたことの意味を理解できず、行動が遅れることが多く、カンの気配を察知している、授業中、家庭内においてますますと自傷を繰り返す、暴言や行動が止まらずに、また、そのための数回、教員が個別に'.

氏名（ ）

【演習】 次のケースについて、合理的配慮の内容を考えてみましょう。

ファイル名 : H26 0107PC4-LD

キーワード

学習障害、特別支援教育支援員、校内委員会、校内体制、ペア学習、声かけ、巡回相談、専門機関

1. 対象児童生徒等について

(1) 対象児童生徒等の実態

A児は、入学前に保育所から、歩く時の体の傾きが気になる、話を理解していないように見える、制作活動で糊の付け方や紙の切り方にこだわりがあり、みんなと同じようにできないなど、気になることが多く報告されていた。保育所からは保護者に専門機関に相談することを勧めたが相談には至っていなかった。

入学後は、授業中はあまり活発ではなく、ぼんやりしていることが多かった。常に首が傾斜し、うつむき加減で小さな声で呟ていることが多かった。学習面では、算数が苦手で、分からなくなると机に伏せて動かなくなり、泣くことが多かった。また、指示に対して行動が遅く、友達を見て動いているようで、全体への声掛けだけでは理解ができていないようだった。教員から個別に指示されることや友達から注意されることが多いため、自己肯定感も低くなっていた。知能検査を実施したところ、結果は平均であったが極端に苦手なことがあることが分かった。

A児は、「分かりたい、できるようになりたい」と言いながら泣くこともあり、学習意欲が高いことから、保護者と話し合い、巡回相談を活用したり専門機関への相談を勧めたりした。現在は、専門機関からの指導を受け、家で言葉での指示が分からないときは、具体的に説明したり実物を見せたり体験させたりしながら話すようするなど、家庭と学校で話し合いながら児童の支援を進めている。

(2) 対象児童生徒等の学習状況

A児は、小学校4年生で通常の学級に在籍している。授業中、活動の遅れが目立つため、座席を担当の指示が確認しやすい前の席にしたり、ペア学習を導入したりして、活動がスムーズにできるよう工夫している。国語、算数の学習については支援員が入り、A児が困っているときには支援をしている。

2. 対象児童生徒等への合理的配慮の具体例

(1) 【合理①－１－１】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

A児は全体への指示を聞いて行動することが苦手なため、見通しをもちながら、集団の中で活動できるようにするための以下の配慮を行った。

また、A児は、文章を思い込みで読んでしまい、言葉が抜けたり、文末を間違えたりすることが多いため、文章を正しくすらすら読めるようにするために次のことを行っている。

(2) 【合理①－１－２】学習内容の変更・調整

A児は、活動や作業が遅れることから、みんなと同じ速さで学習できるように次のような工夫をしている。

(5) 【合理①－２－３】心理面・健康面の配慮

A児は、低学年の時から学習中の姿勢が崩れやすく、頭が下がり机に伏してしまうことが多かった。分からないことやできないことで落ち込んでいる時や、集中が途切れて課題に取り組む意欲を無くしている時に姿勢が崩れやすいことから、